

**外国で成立した婚姻の報告的婚姻届 記入の際の注意点**

**【全体】**

- ・ **署名と押印(押印は任意です)以外の部分**はコピー又はパソコン等により入力・印刷したもので構いません。
- ・ **届出はすべて日本語(漢字、ひらがな、カタカナを使用)で、読みやすい字**で書いてください。
- ・ 鉛筆や消えやすいインキのペンは使用しないでください。
- ・ 間違えたところは修正液などを使わず、線を引いて消し、その余白に正しくお書きください。更に、枠外(届出左側)に署名をお願いします。
- ・ □にあてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。
- ・ 婚姻した日を含めて3ヶ月以内に届出してください。3ヶ月を過ぎて提出されるときは、「遅延理由書」を添えてください。郵送で届出るときは、郵便物が在外公館に到着した日が受理日となります。
- ・ 郵送で提出される方へ：郵送前に記入済み届出をFAX等で送っていただけましたら、記入内容のチェックをいたします。郵送された届出に訂正箇所や不備がある場合、届出書の再提出が必要になることがあります。

**【届出日】**

- ・ 窓口で提出するときはその日の日付を書きます。郵送で提出するときは、郵便に封をする日または発送する日を書いてください。

**【外国人配偶者の氏名】**

- ・ 外国人の氏名はカタカナ(※)でお書きください。  
(※中国の方など、氏名に漢字を使用しているときはご相談ください。)
- ・ 氏名にハイフンなどが含まれる場合や名前が2つ以上ある場合でも、ハイフンや中点「・」、スペース等を使わずに、ひとつの名前としてお書きください。  
(例) Karl-Heinz ⇒ カールハインツ  
Maximilian Frederick Constantin ⇒ マキシミリアンフレデリックコンスタンティン

**【生年月日】**

- ・ 外国人は西暦で(例：1980年)、日本人は和暦(昭和〇〇年、平成△△年)で書いてください。

**【住所】**

- ・ ドイツ連邦共和国の次は州名(ハンブルク州/ブレーメン州/ニーダーザクセン州/シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州)も書いてください。

**【父母の氏名】**

- ・ 父母が婚姻関係にあり、父母の氏が同じであるときは、母の氏は省略できます。

**【夫婦の氏】**

- ・ 外国人との婚姻の場合：「夫婦の氏」のチェックはしないでください。
- ・ 戸籍の氏を外国人配偶者の氏に変更したい方は、[外国人との婚姻による氏の変更届](#)をご参照ください。
- ・ 日本人同士の婚姻の場合：婚姻後夫婦が称する氏を選んでください。

**【新本籍】**

- ・ 外国人との婚姻の場合：現在戸籍の筆頭者になっていない方が婚姻届を出すときは、その方を筆頭とする新しい戸籍が編成されますので、希望する新本籍を記入してください。  
日本人同士の婚姻の場合：夫婦の新本籍を記入してください(夫又は妻が既に戸籍の筆頭者で、その氏を夫婦の氏に選ぶときは、新本籍は記入不要です)。
- ・ **新本籍を記入するときのお願い**：希望する新本籍が本籍地として認められるものか否か、事前に本籍地役場(本籍をおく区役所/市役所/町・村役場)に連絡して確認をしておいてください。

**【届出人署名押印欄】**

- ・ 日本人(夫・妻)が届出人となります。外国人配偶者は署名不要です。戸籍に記載されている通りに氏名を書いてください。押印は任意ですので、押印せず署名のみで構いません。

**【証人】**

- ・ すでに婚姻が成立していますので、証人は必要ありません。

**【届出人連絡先及び電話番号】**

- ・ 枠外になりますが、届出書の一番下に住所および日中連絡ができる電話番号をお書きください。